

## 「山間部等における消防力の確保に係る調査検討会報告書」（概要）

### 1 検討目的

市町村の消防の広域化が進められているが、広域化後の管轄区域内の消防体制の強化を図り、市街地から離れている山間部等においても適正な消防力を確保することが求められている。

このことから、山間部等の地域の現在の消防力確保の実態を調査検討し、今後、市町村の消防の広域化による消防力の向上を図っていく上での参考に供することを目的とした。

### 2 実態調査

消防力の整備指針第7条に基づく「市街地」に該当しない地域において、常時3人以下の消防吏員で消防体制を確保している出張所、分遣所、派出所及び駐在所等（以下「駐在所等」という。）の勤務体制、出動体制、連携体制等について調査した（救急業務のみ対応の駐在所等は除く）。

### 3 調査結果の概要

#### (1) 駐在所等の設置数と勤務体制

駐在所等は、全国の消防機関のうち145消防本部において306か所が設置されていた。

勤務体制は、昼間は1人体制、2人体制及び3人体制があり、夜間も同人数で継続する場合のほか、減員又は不在となる駐在所等も見受けられた。

最も多いのは、「24時間3人体制」であり、6割以上を占めていた。

別表 駐在所等の勤務体制と設置数

昼間の体制	夜間の体制	駐在所等数
1人体制 (駐在所等数：45)	24時間 1人体制	32
	夜間不在	13
2人体制 (駐在所等数：51)	24時間 2人体制	39
	夜間1人体制	6
	夜間不在	6
3人体制 (駐在所等数：210)	24時間 3人体制	188
	夜間2人体制	9
	夜間1人体制	2
	夜間不在	11

#### (2) 出動体制

駐在所等は、出動する消防吏員が少ないこと及び、近隣署所からの距離があり増援部隊の到着に時間を要することから、駐在所等の消防部隊が出動する時は、他の署所から同時に消防部隊を出動させている消防本部が見受けられた。

### (3) 連携体制

駐在所等は、出動する消防吏員が少ないことから、災害現場で消防団等と積極的な連携活動を実施している駐在所等が見受けられた。また、1人体制の駐在所等の中には、災害発生時に消防団員等を招集後、同乗しての出動するケースも見受けられた。

### (4) 駐在所等の職員の配置

駐在所等の職員は、少人数で消防業務全般を行うため、オールマイティーな職員が求められ、配置にあたり資格、経験、階級、年齢等について考慮されていた。

また、駐在所等の地域特性から、長時間通勤や転居等の負担、職員の士気やモチベーションへの影響を懸念する意見もあった。

## 4 提言（新たに駐在所等を設置する際の留意事項）

### (1) 駐在所等の勤務体制について

今回の調査では、3人体制で24時間交代の勤務体制が多数を占めていた。この背景として、消防力の整備指針の規定には満たない救急需要にも対応するため、救急隊の運用が可能となる3人の職員を配置しようとしているためと考えられる。

このような体制を含めて、管轄人口、管轄面積、災害発生状況等の地域実情や財政状況等を十分に踏まえ、本報告書で示された各種の事例を参考としてその地域の実情に応じた消防体制を確保していくことが望まれるところである。もちろん、住民の期待に応じて、条件が許す範囲内で、できる限り充実した体制の確立に努めるという視点も必要であることは言うまでもない。

なお、これらの消防体制を確保していく上で、次の(2)～(4)に掲げるような事項についての配慮が必要である。

### (2) 職員が夜間不在となる駐在所等について

様々な制約から24時間体制を確保することが困難な駐在所等においても、災害発生時には駐在所等の職員や消防団等の招集による災害出動体制の確立が望まれる。

今回の調査対象である駐在所等において、夜間不在の駐在所等（30か所）には、次のような体制がとられていた。

- ・ 駐在所等の敷地内や付近に職員用の官舎を設置し、災害発生時には官舎に居住する職員が出動する体制
- ・ 災害発生時、近隣居住の駐在所等職員及び消防団員等が参集し出動する体制

### (3) 早期増援体制の確保について

増援部隊が少しでも早く現場到着し、効果的な消防活動を実施するために、災害発生時、入電（覚知）と同時に増援部隊を出動させる体制づくりが重要である。

### (4) 消防団等との連携体制について

災害現場において消防団等との効果的な連携活動の実施ために次のことが重要である。

- ・ 定期的な消防団等との実戦的な訓練の実施
- ・ 日頃から消防団等との密接な関係の確立
- ・ 事前に関係を結ぶなど円滑な招集体制の構築
- ・ 事故防止の観点から安全管理に関する教育の徹底

**(5) 駐在所等の配置職員の配慮事項について**

駐在所等の勤務は、精神的・肉体的な負担がかかることから、次の配慮が必要である。

- ・ 人事ローテーションにおいて配置年数が長期間とならないような配慮
- ・ 管轄消防署等との合同訓練や研修等の実施による職員の士気及びモチベーションの確保・高揚並びに技術向上